

日立労基協だより

— 第33号 —

発行所
日立市幸町1丁目21番2号
日立商工会議所会館1階
一般社団法人日立労働基準協会
電話 (0294) 23-3431

編集兼発行人 大内 傳之助
印刷所 日立高速印刷(株)

新年あけまして
おめでとうございます



新年明けましておめでとうございます。会員事業場の皆様には、日頃より日立労働基準協会の運営に関しまして格別なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年度の定期総会で館岡前会長の後任として皆様からご承認を頂き、また、理事以上の役員八名が交代し、新しい体制での運営になりましたが、お陰様を持ちまして平成二十八年度の事業計画を順調に進めることができ、重ねて御礼申し上げます。

さて、全国の平成二十七年年度の労働災害状況は、前年度と比較すると減少した結果となりました。しかし、事故の型別発生状況でみると休業四日以上以上の死傷災害の中で「転倒災害」が依然として最も多い状況です。このような憂慮すべき状況を踏まえて、厚生労働省は「STOP! 転倒災害プロジェクト」を継続実施しており、事業場における転倒災害防止対策の徹底を呼びかけております。

労働衛生につきましては、過重労働縮減が喫緊の課題であり、組織風土改革、働き方改革などの実行を通じた、根本的な対応が重要となります。また、精神障害を原因とする労災認定件数の増加や化学物質による健康障害の発生に対し「ストレスチェック制度」の創設や「化学物質リスクアセスメントの義務化」など、企業としては、労働災害や職業性疾病を



年頭のご挨拶

(一社)日立労働基準協会

会長 家次 晃

未然に防止するため、安全衛生活動に積極的に取り組む必要があります。

各事業場におかれましては、種々安全衛生活動を展開して頂いていることと思いますが、安全衛生活動はトップが率先垂範することが肝要であります。労働安全衛生活動の活性化を図ることや、人材育成といった観点での安全衛生教育の実施等、積極的に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

今後も安全衛生に関する多くの課題があります。新しい年を迎え気持ちを新たに、日立労働基準監督署管内における労働災害の撲滅に向け、関係官庁のご協力を賜りながら、会員事業場のニーズに応え昨年以上の活動が展開できるように、尚一層の努力をして参る所存です。今後ともご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員事業場の皆様にとつて、今年一年が飛躍の年となることを祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

役員一同



年頭のご挨拶

日立労働基準監督署
署長 山崎 宏

新年あけましておめでとうございます。

日立労働基準協会の会員の皆様には、労働災害防止を始めとしまして、労働行政の推進にご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年も職員一同、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年六月には、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、男性・女性・高齢者・若者・障がいのある方全ての方々が活躍できる社会の実現に向けた働き方改革を行うこととされました。そして、これを実現するためには、労働基準法等の労働関係法令を遵守することはもとより、多様で安心できる働き方を取り入れ誰もが快適に働ける職場にしていけることが必要と考えており、労働行政の果たす役割が非常に大きいものになると思われます。

次に、昨年の日立労働基準監督管内の労働災害発生状況について、平成二十八年十一月末現在(速報値)では、休業四日以上(の死傷者数は一四八人となり、前年同時期より十二人(約八%)の減少となっております。

業種別で減少したのは、製造業、建設業、保健衛生業等となっております。しかし、一方で商業、接客娯楽業等では増加しています。増加した業種での災害の事故の型をみますと、転倒による災害が最も多くなっております。一昨年と同様に災害の傾向としまして設備の不備によるものより、むしろ従業員の行動による人的・行動災害によるものが多くなっているように見受けられます。従いまして、今一度従業員に対する安全衛生教育に重点をおいていただくとともに、引き続き、「リスクアセスメント」の実施促進をお願いいたします。

最後に、日立労働基準協会の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして新年の挨拶いたします。



謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

平成28年度 安全衛生関係各種表彰 受賞者紹介

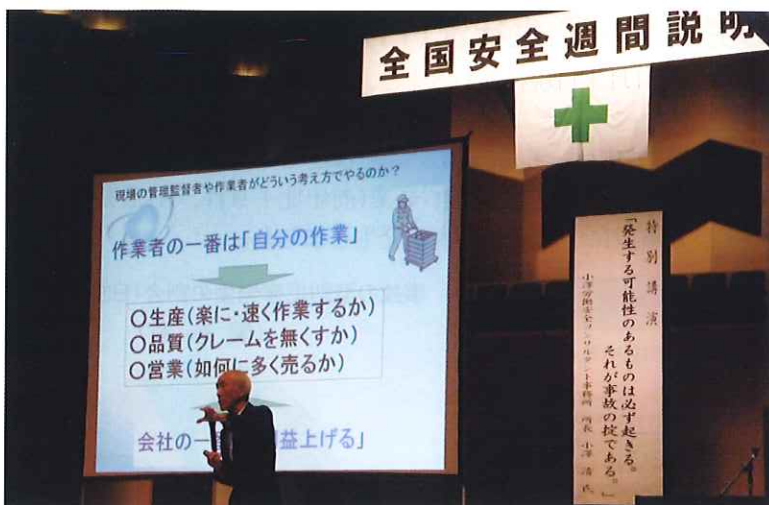
1. 全国産業安全衛生大会表彰
 - ・ 緑十字賞 麥澤 隆巳 殿 日立市
2. 茨城県産業安全衛生大会表彰
 - (1) 茨城労働局長表彰
 - ・ 優良賞 (株)永谷園 茨城工場 殿 高萩市
 - (2) (一社) 茨城労働基準協会連合会長表彰
 - ・ 功績賞 麥澤 隆巳 殿 日立市
 - (3) 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
 - ・ 事業場賞 (株)竹ノ下建設 殿 日立市
 - (4) 林業・木材製造業労働災害防止協会茨城県支部長表彰
 - ・ 事業場賞 茨城県北部林業協同組合 高萩市
 - (5) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部 日立支部長表彰
 - ・ 事業場賞 東洋船舶作業(株)日立出張所 殿 日立市
3. (二社)日立労働基準協会会長表彰
 - (1) 安全衛生優良事業場賞
 - ・ (株)寺岡製作所茨城工場 殿 北茨城市
 - ・ 磯原ウレタン工業(株) 殿 北茨城市
 - (2) 功績賞
 - ・ 白庭 晋一 殿 技能講習及び特別教育講師
 - ・ 小林 祥司 殿 技能講習講師
 - ・ 鈴木 恭介 殿 技能講習講師

謹賀新年

(一社)日立労働基準協会

運営委員会一同

平成28年度 全国安全週間説明会を開催



特別講演 小澤 清氏

六月三日(金)、日立シビックセンターにおいて、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二六五名が参加され、平成二十八年度全国安全週間説明会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

説明会は、日立労働基準監督署の担当官より「全国安全週間実施要綱等」についてご説明をいただいた後、小澤コンサルタント事務所所長小澤清氏より「発生する可能性のあるものは必ず起きる。それが事故の掟である。」をテーマに特別講演をいただきました。講演は、具体的事例を交えて分かり易く、参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。

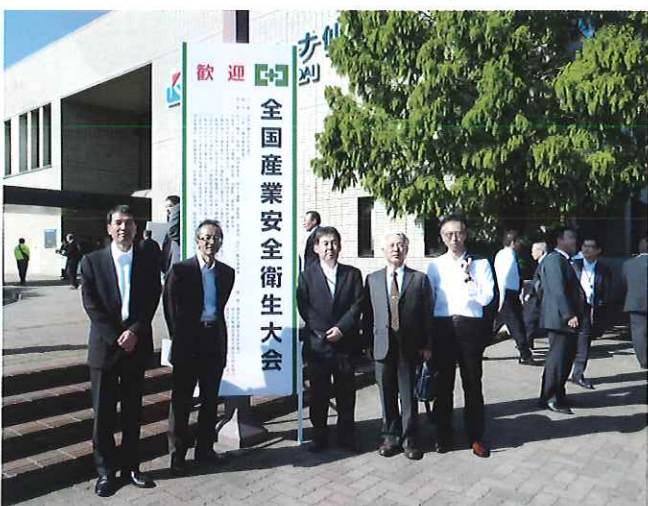
平成28年度 日立地区安全衛生大会を開催



表彰式

九月九日(金)、日立シビックセンターにおいて、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者二四四名が参加され、平成二十八年度日立地区安全衛生大会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

冒頭に表彰式が行われ安全衛生優良事業場賞に二事業場、功績賞に三名が表彰されました。続いて「全国労働衛生週間実施要綱等」及び「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の説明がありました。特別講演は、日立健康管理センター長の林剛司氏より「メンタルヘルズ不調と事業者責任」と題したご講演をいただきました。参加者は最後まで熱心に聴講されておりました。



総合集會会場にて撮影

全国産業安全衛生大会に参加

十月十九日(水)から二十一日(金)まで三日間、仙台市で開催されました全国産業安全衛生大会に、当協会から三田副会長及び運営委員等計七名が参加しました。

大会は、「築こう未来へ安全と健康をつなぐ復興の架け橋」をテーマに開催され、一日目が仙台市体育館での総合集會、二日目と三日目は、市内各会場に分かれての分科会でした。一日目の総合集會には全員で参加し、二日目からは、各自興味のある分科会に、それぞれ参加しました。(平成二十九年度は、十一月八日から十日まで神戸市で開催されます。)

日立労働基準監督署からのお知らせ

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況(11月末日現在)

平成28年の労働災害発生件数(休業4日以上)の死傷災害は11月末日現在で148件と、前年同時期に比べ12件(7.5%)の減少となっております。

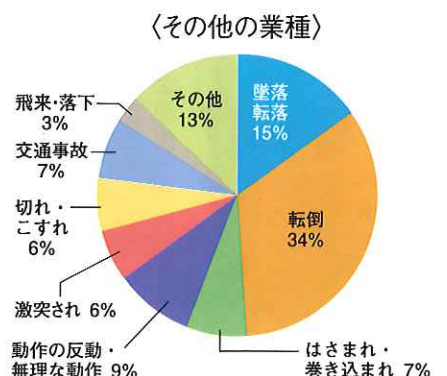
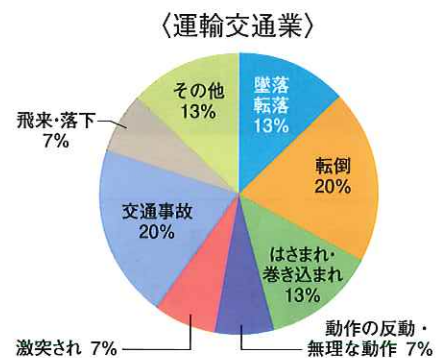
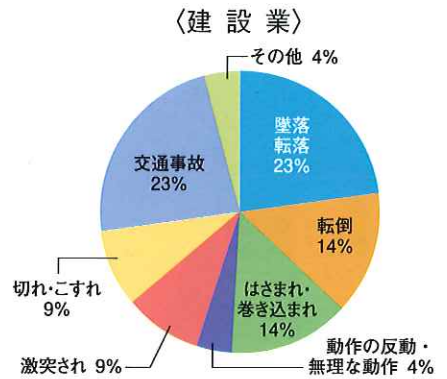
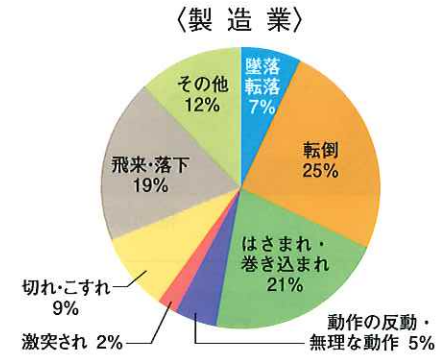
業種別に見ると、製造業(前年比-3件、6.5%減)、建設業(前年比-5件、16.5%減)などでは減少しているものの、運輸交通業(前年比+4件、36.4%増)、商業(前年比+10件、55.6%増)、接客娯楽業(前年比+9件、81.8%増)においては大幅に増加しております。なお、建設業において交通事故による死亡災害が発生しました。

業種	日立署管内(業種別)			茨城県内(業種別)							
	平成27年	平成28年	同期比	平成27年	平成28年	同期比					
	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡					
製造業	食料品	1	7	6	181	1	215	34	-1		
	木材・木製品	4	1	-3	32	24	-8				
	化学工業	6	2	-4	66	55	-11				
	窯業土石製品	7	2	-5	45	39	-6				
	鉄鋼業	3		-3	24	1	8	1	-16		
	金属製品	8	11	3	113	121	1	8	1		
	一般機械器具	2	2		41	41	1		1		
	電気機械器具	5	14	9	18	27	9				
	輸送用機械器具	4	2	-2	22	22					
	その他	6	2	-4	112	105	-7				
小計	46	43	-3	654	2	657	3	3	1		
建設業	土木工事	4	10	1	6	1	71	5	73	5	2
	建築工事 (木造建築工事以外)	9	11	2	100	2	101	3	1	1	
	木造建築工事	1		-1	36	1	37	2	1	1	
	その他	13	1	-12	77	1	94		17	-1	
小計	27	22	1	-5	1	284	9	305	10	21	1
運輸交通業	11	15	4	322	5	311	2	-11	-3		
貨物取扱業		1	1	25	1	24		-1	-1		
林業	1	1		15	1	8		-7	-1		
商業	18	28	10	307	2	336		29	-2		
通信業	8	4	-4	71		60		-11			
保健衛生業	16	11	-5	146		158		12			
接客娯楽業	11	20	9	129		162		33			
その他	22	3	-19	370	6	351	5	-19	-1		
合計	160	148	1	-12	1	2,323	26	2,372	20	49	-6

※死亡は内数

(参考)管内の労働災害速報は、茨城労働局HP(労働基準監督署のコーナー)に掲載しておりますのでご参照下さい。

事故の型別災害発生割合(日立署管内)



茨城県最低賃金と茨城県特定最低賃金改正のお知らせ

茨城県内で働く労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記のとおり改正されました。

最低賃金名		時間額	効力発生日
茨城県最低賃金		771円	平成28年10月1日
茨城県特定最低賃金	鉄鋼業	871円	平成28年12月31日
	はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業(機械器具製造業等)	841円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	837円	
	各種商品小売業	811円	

最低賃金についてQ&A

Q. 最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？

A. 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上か以下か、確認する方法はありますか？

A. 実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

①時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

②日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

③月給の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

④①、②、③が混在している場合 例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混在している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

Q. コンビニを営んでいます。各種商品小売業の最低賃金は適用されますか？

A. 茨城県各種商品小売業最低賃金が適用される産業は、衣、食、住にわたる各種の商品を取り扱っていて、主たる販売商品が判別できない事業場の場合に適用され、食料品が中心であるなど主たる販売商品が判別できる事業場には適用されません。

最低賃金についてのご質問・ご相談は、
茨城労働局労働基準部賃金室

TEL 029-224-6216

又は日立労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

TEL 0294-22-5187

長時間労働対策について

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、また、平成26年6月に、「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、長時間労働対策について、平成26年9月30日付けで厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、企業の自主的な働き方の見直しを推進しています。

<対策のポイント>

- ①都道府県労働局に「働き方推進本部」を設置し、地方公共団体等の協力を得つつ、各局幹部による企業経営者への働きかけを行うとともに、地域全体における働き方の見直しに向けた機運の醸成に努めること。
- ②時間外労働が月100時間を超える事業場等への監督指導を徹底すると共に、厚生労働省本省がインターネットを監視して収集した過重労働が疑われる企業等の情報を監督指導に活用すること。
- ③メンタルヘルスの一層の向上に向けて、ストレスチェック制度の周知等に取り組むこと。

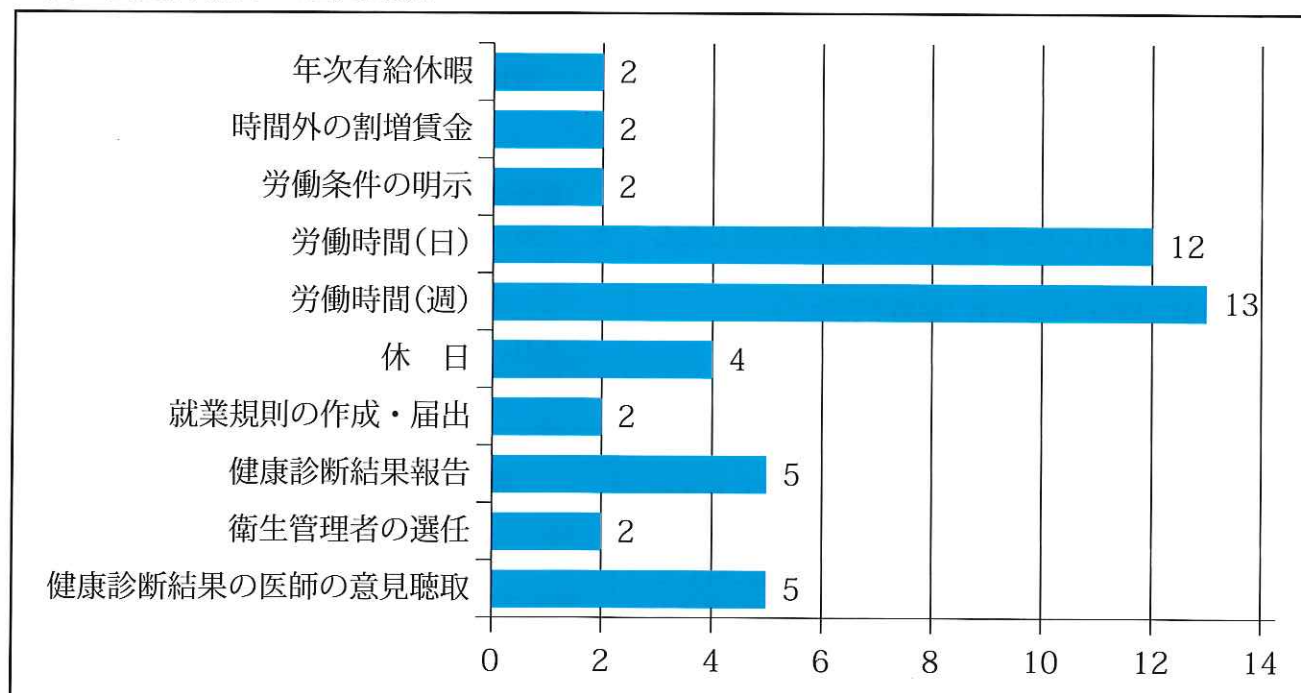
<平成28年度の定期監督等実施結果>

上記②の取り組みの一環として、平成28年度に日立労働基準監督署が実施した長時間労働に係る定期監督等の実施結果は以下のとおりですが、44.9%の事業場で労働基準法、労働安全衛生法の何らかの違反が認められ、労働時間に関する違反が半数を占めています。なお、長時間労働が行われている事業場の中には、月200時間を超えて時間外・休日労働を行っている事業場も認められています。

1. 長時間労働監督の実施状況・違反率

- ア 実施件数 49件
イ 違反率 44.9%

2. 主要な法違反(数字は違反件数)



「ユースエール認定制度」について

●「ユースエール認定制度」とは・・・

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートしました。認定を受けた企業の情報発信などを支援することで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上を図ります。なお、認定企業となるためには一定の基準があり、申請が必要です。詳細は、茨城労働局、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

●「ユースエール認定企業」になるメリットは？

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。 また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以上内既卒者等採用定着奨励金

※上記以外のメリットとして、日本政策金融公庫による低利融資・公共調達における加点評価(原則平成28年度中に開始)があります。

健康診断のご案内

(一財)全日本労働福祉協会では、労働安全衛生法第66条に定められた各種の健康診断を行っております。健康診断は、各事業所の日程に合わせ、健診車で各事業所に赴き行っておりますので、ご利用ください。なお、健診の申込みをされる事業場は、同封の申込書により(一社)日立労働基準協会までお申込み下さい。また、作業環境測定やストレスチェック制度実施の申込みも受けております。

一般健康診断

- ・定期健康診断
- ・雇入時の健康診断

特殊健康診断

- ・有機溶剤等健康診断
- ・鉛健康診断
- ・特定化学物質健康診断
- ・行政通達による健康診断
- ・その他健康診断

生活習慣病健診

協会けんぽ等健診



<お問い合わせ先> (一財)全日本労働福祉協会茨城県支部 茨城健診センター
〒319-0209 茨城県笠間市泉1615-1
TEL 0299-37-8855 FAX 0299-37-8857

平成29年度 講習・教育計画

	種 別	開 催 日	実 技 会 場
技能講習	玉掛け	4/6～8・6/8～10・8/3～5・10/5～7 12/7～9・2/1～3	(株)日立製作所 日立事業所 三菱日立パワーシステムズ(株)
	床上操作式クレーン運転	7/13～16・11/16～19	同 上
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	4/12～13・9/27～28・12/5～6	
	有機溶剤作業主任者	4/20～21・7/6～7・9/20～21・11/21～22 2/15～16	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(学科2日、実技1日)	6/27～30・10/24～27・2/20～23	日立商工会議所会館
	ガス溶接	9/22～23・1/19～20	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	フォークリフト運転(学科)	4/5・5/12・6/14・7/21・9/8・10/11 11/15・1/12・2/14	(一社)日立労働基準協会実技会場
乾燥設備作業主任者	5/16～18		
特別教育	アーク溶接	12/1～2	(株)日立製作所 日立工業専修学校
	クレーン運転(5トン未満)	4/14～15・10/13～14	(株)日立製作所 国分生産本部
	研削といし(自由研削)	7/8・1/13	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	研削といし(機械研削)	3/2～3	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	プレス・シャー	11/24～25	日立アプライアンス(株)多賀事業所
	電気(低圧)取扱い業務	6/23～24・9/29～30・3/9～10	(株)日立製作所 日立事業所
粉じん作業	6/7・11/30		
講習会	安全衛生推進者等養成講座	8/1～2	
	職長教育 (職長・安全衛生責任者教育)	5/10～11・6/15～16・7/19～20・9/13～14 11/1～2・1/17～18・3/7～8	
	リスクアセスメント担当者研修会	7/12	

- ※1. 枠内数字は、開催日です。フォークリフト運転については、学科の他に実技が3日間あります。開催日は、講師及び会場の都合等により変更になることがあります。
2. 受講申込の受付は、開催日の約1ヶ月前から行います。詳細は、各講習案内でご確認ください。募集中の講習案内は、当協会のホームページからも取得できます。



謹賀新年

(一社)日立労働基準協会
事務局一同

平成29年度 協会行事等

月	会 議・行 事	関 連 行 事
5月	優良従業員表彰式 (25日) 定時総会 (25日)	
6月	全国安全週間説明会 (2日)	全国安全週間準備期間 (1日～30日)
7月		全国安全週間 (1日～7日)
9月	日立地区安全衛生大会 (1日)	全国労働衛生週間準備期間 (1日～30日) 免許出張特別試験(水戸市) (3日)
10月		全国労働衛生週間 (1日～7日) 茨城県産業安全衛生大会(水戸市) (12日)
11月	労務管理講習会 (監督署共催)	全国産業安全衛生大会(神戸市) (8日～10日)
12月		年未年始無災害運動 (12月15日～1月15日)
1月	理事会 (26日)	